川崎市告示第120号

道路区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和7年3月26日から令和7年4月9日まで一般の縦覧に供します。

令和7年3月26日

川崎市長　　福　田　　紀　彦

道路の種類　　市道

整理番号	路線名	起点	終点	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
1	昭和第２４号線	川崎区 昭和１丁目　３５番　１先	川崎区 昭和１丁目　３５番　７先	4.50	25.11	
2	浅田第２０９号線	川崎区 浅田２丁目　６４番　２７先	川崎区 浅田２丁目　６４番　２１先	4.50	29.78	
3	水沢第１１号線	宮前区 水沢３丁目　２７８４番　１６先	宮前区 水沢３丁目　２７８４番　２３先	5.50	40.12	
4	中野島第２１９号線	多摩区 中野島３丁目　５７２番　１８先	多摩区 中野島３丁目　５７２番　１２先	6.00	63.99	
5	登戸第３７２号線	多摩区 登戸　２１２番　２先	多摩区 登戸　２１２番　２先	4.50	25.75	
		以下余白				